

# 認定調査員アンケートに対する Q & A

---

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

# 基本調査の定義と疑義について

---

- 個別の状況に対する「個別の解釈」は基本的に厚生労働省が提示している「**認定調査員テキスト2009(令和6年4月改定版)**」「**要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A**」(平成21年9月30日)以外には存在しない。
  
- 個別解釈を示した場合の問題点(R6年度研修で実際にあった質問)
  - 無限に発生する「個別の状況」
    - 「場所の理解」で自宅でも病院でも施設でもなく「公民館」と答えたときは
    - 「生年月日」における「数日のずれ」の「日数」
    - 「麻痺(上肢)」における腕の「角度」と「静止」の時間
    - 調査日から概ね1週間とか2週間とか1か月とか、数字を統一してほしい

# Q1 【1-12】 視力

---

## ■ 「視力」について。

文字が読めない。さらに認知症で意思疎通が難しく、視力確認表の意味が理解できない対象者の確認の仕方。説得ある確認方法はあるのでしょうか。

## Q1回答 【評価軸】 能力

---

- 1.普通(日常生活に支障がない)
- 2.約1m離れた視力確認表の図が見える
- 3.目の前に置いた視力確認表の図が見える
- 4.ほとんど見えない
- 5.見えているのか判断不能

## Q2 【2-3】 えん下

---

- 日に1回咽る人は3食中の1回であるため頻度  
から「1」を選択してもよいか知りたい。

- 1.できる
- 2.見守り等
- 3.できない

認定調査員テキストP77 特記事項の例

居宅では普通食のため喉に詰まらせることがあり見守っていたが、入院・入所後は、トロミ食のため、飲み込みに支障がなくなり「1.できる」を選択する。

# Q3【2-8】 洗顔

---

- 介護者がよく拭き直しをしていると聞くが、拭き直し自体は全介助と捉えていたが、例えば左頬のみ上手く拭けないため、その部分のみ拭き直ししているのは、一部介助なのか、全介助なのか？どっちを選択すれば良いか？

## Q3 回答 【評価軸】 介助の方法

---

- 1.介助されていない
- 2.一部介助
- 3.全介助

認定調査員テキストP90(4)異なった選択が生じやすい点

自力で蒸しタオルで顔を拭くことはできると思えても、実際には、十分な清潔保持のため、蒸しタオルで顔を拭く等「洗顔」の介助が介護職員によって行われている場合には、「全介助」を選択する。

# Q4 【3-4】 短期記憶

---

## ■ 3品提示について

時計、ペン、視力確認表、他の物を代わりに使用してはいけない、とあります  
が初めて知りました。

研修を受けてから一度、調査しました。時計を忘れ、ハンカチを使用しました。携帯を持ってから時計は持っていない。

準備することになりますか？

Q4回答 【評価軸】 能力

---

- 1. できる
- 2. できない

## Q5 【3-7】 場所の理解

---

- 施設入所の方が、施設、病院、自宅の3択で「どれでもないところ、公民館」と答えた場合「1」「2」どちらを選択したらよいのか悩みます。

Q5 回答 【評価軸】 能力

---

- 1.できる
- 2.できない

## Q6 【5-1】 薬の内服

---

- 日に2回の内服薬がある人で、朝の散剤は家族が口の中に入れてあげ、昼の錠剤は自分で服用している人は「1」「2」のどちらを選ぶべきか悩みます。

Q6 回答

## 【評価軸】 介助の方法

---

- 1.介助されていない
- 2.一部介助
- 3.全介助

## Q7 【5-6】 簡単な調理

---

- 調理の項目について、経管栄養の方は調理自体発生しないとのことで「介助されていない」との判断だが、医師により経口からの摂取が禁止されており点滴のみでの栄養補給となっている場合はどう判断されるのか知りたいです。
- 入院中につき調理に関しては病院で行われており、経管栄養でもないため「全介助」と判断したが、入院前(食事をしていた時)のことを特記事項に書いたら良かったのか、食事をとる行為が発生しないため「介助されていない」なのか動画から判断できなかつたです。

Q7 回答 【評価軸】 介助の方法

---

- 1.介助されていない
- 2.見守り等
- 3.一部介助
- 4.全介助

## Q8 【その他】過去14日間にうけた特別な医療について

---

- 気管切開をしていない利用者で、常時、経鼻または経口から吸引が必要な方の場合はどの項目に該当し、特記事項にどのように記載すれば良いのか？なかには吸引の頻度が多い利用者もいるため、記載が不明で認定に反映されないことも多い。

## Q8 回答 【評価軸】 有無

---

聞き取りは12項目すべて聞くことが大切です。

1. 点滴の管理
2. 中心静脈栄養
3. 透析
4. ストーマ(人工肛門)の処置
5. 酸素療法
6. レスピレーター(人工呼吸器)
7. 気管切開の処置
8. 疼痛の看護
9. 経管栄養
10. モニター測定
11. じょくそうの処置
12. カテーテル

## Q9 【4群全般】

---

- 介護認定等に関する基本的な考え方の説明の中で3つの評価軸の特徴が挙げられていましたその評価軸の有無の所で疑問がありました。
- 4群で生活に支障があるかないかは関係のないとのことでしたが、ひどい物忘れや独り言などの周囲の介助が発生していない場合も生活には支障は出でていないが「ある」ものとして評価するという解釈でよろしいのでしょうか。

## Q9 回答 【評価軸】 有無

---

### 選択基準とする頻度

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1.ない     | 1か月間に1度も現れたことがない      |
| 2.ときどきある | 少なくとも1か月に1回以上1週間に1回未満 |
| 3.ある     | 少なくとも1週間に1回以上の頻度      |

- 基本調査項目の中には該当する項目がないが、特筆すべき精神・行動障害などにより「介護の手間」が生じていると確認した場合は、類似行為としてとらえ関連すると思われる項目の特記事項に、具体的な介護の手間の内容と頻度を記載する。

# 終わりです

---

- 以上、昨年度寄せられたQ&Aに関する動画は終了です。
- なお、資料6として県内介護保険審査会事務局より情報提供をいただいた「判断事例」について資料を掲載していますので、業務の参考としてご活用ください。
- この後は、**青森県電子申請・届出システム**により研修のアンケートに回答していただくようお願いします。